

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | | |
|--|---|---------|-----------|-----|------|
| 会社名 | 株式会社セルシス | | | コード | 3663 |
| 提出日 | 2023/4/4 | 異動(予定)日 | 2023/3/30 | | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 第11回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行を決議し、新任の社外取締役として堀川政和氏、小高正裕氏、佐々木惣一氏を選任し独立役員として選任したため、また、同株主総会で独立役員である社外取締役の木下耕太氏が重任となったため。 | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|-------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | | |
| 1 | 木下 耕太 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 堀川 政和 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 3 | 小高 正裕 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 4 | 佐々木 惣一 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|-----------------|---|
| 1 | 該当事項なし | 木下氏は、大手通信事業会社及びその関連会社での取締役並びに社長の経験があり、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしております。また、現在・最近及び過去において上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任いたしました。 |
| 2 | 該当事項なし | 堀川氏は、アニメ製作会社で長年製作責任者の職にあり、管理部門の職務も経験しており、当社グループの関連する事業に関して豊富な経験と知識を有していることから、客観的な視点に基づき当社の業務執行を適正に監視・監査できるものと判断し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員として選任いたしました。 |
| 3 | 該当事項なし | 小高氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有し、その見識に基づき当社のガバナンス体制及び経営の監視を強化できるものと判断、また取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員として選任いたしました。 |
| 4 | 該当事項なし | 佐々木氏は、弁護士として培われた法律知識や経験に基づく助言等により、当社のコンプライアンス体制の充実に資することが期待され、また取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員として選任いたしました。 |
| 5 | | |

4. 補足説明

| |
|--|
| |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。